

2026 年 10 月 9 日

お客さま各位

岡崎信用金庫

「おかしん熊本地震復興応援定期積金」の取り扱い開始について

岡崎信用金庫(理事長 田中秀明)は、令和 8 年熊本地震の復興支援の一助として、被災地方公共団体に対する寄附を前提とした「おかしん熊本地震復興応援定期積金」の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

令和 8 年熊本地震の被災地では、ライフラインとなる各種インフラの復旧が進められていますが、被災地が地震発生前の状況に戻るためには多くの時間と費用が必要となることが見込まれます。

その復興支援の一助として、募集総額 100 億円の 0.25%に当たる 2,500 万円を、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から被災地の自治体に寄附します。(具体的な寄附先は今後調整します。)

当金庫は、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 商品名

おかしん熊本地震復興応援定期積金

2. 取扱期間

2026 年 10 月 9 日(金)～2027 年 3 月 31 日(水)

3. 販売対象

個人(個人事業主を含みます)、法人

4. 預金の種類

スーパー積金自動解約 3 年・5 年

5. 掛込金額

毎月 1 万円以上(千円単位) 自動口座引落扱いのみ

6. 募集総額

3 年 60 億円、5 年 40 億円 (定期積金の掛金総額の合計で、給付補填金は含みません)

※取扱期間中であっても各募集総額に達した段階で取り扱いを終了します。

7. 金利(税引前)

3 年 年 1.500%(税引前) ・ 5 年 年 1.800%(税引前)

・【ステップ 1】個人(個人事業主を含む)の方で下記①～③の一つでも満たした場合は+0.100%

①給与振込指定、②公的年金受取指定、③18 歳未満の方

・【ステップ 2】②の方で「将来に備える代理人サービス」または「遺言信託」をご契約の方は、さらに+0.100%

8. 中途解約利率

解約日の普通預金利率を適用

9. 寄附

「熊本地震復興応援定期積金」の募集総額 100 億円の 0.25%に当たる 2,500 万円を信金中央金庫から被災地の自治体に寄附します。(具体的な寄附先は今後調整します。)

契約者には、寄附金の負担はありません。

10. 本件に関するお問い合わせ先

0120-508-153

岡崎信用金庫 業務推進部

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(土日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

以上

今、私たちにできる支援を

おかしん熊本地震復興応援定期積金



立岡自然公園の桜（宇土市）



御輿来海岸（宇土市）



世界文化遺産・三角西港（宇城市）



永尾劔神社（宇城市）



八代城跡・舟巡り（八代市）



日奈久温泉なまこ壁（八代市）

「おかしん熊本地震復興応援定期積金」商品概要

ご利用いただける方	個人（個人事業主含む）・法人
お取扱期間	2026年10月9日（金）～2027年3月31日（水）
掛込期間および金利	3年 年1.500% （税引前）・ 5年 年1.800% （税引前） 【ステップ1】個人（個人事業主を含む）の方で下記①～③の一つでも満たした場合は +0.100% ①給与振込指定、②公的年金受取指定、③18歳未満の方 【ステップ2】②の方で「将来に備える代理人サービス」または「遺言信託」をご契約の方は、さらに +0.100%
掛込金額	毎月 1万円 以上（千円単位） 自動口座引落扱いのみ
募集総額	3年60億円・5年40億円 当金庫が販売する「熊本地震復興応援定期積金」の募集総額の0.25%に当たる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。
払戻方法	満期日以降に給付契約金を支払います。当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している場合は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金（税引後）の全額を、自動振替口座に入金します。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。法人は総合課税となります。
中途解約	やむを得ず中途解約される場合は、窓口へお申し出ください。上記金利は適用されず、解約日の普通預金利率が適用されます。
その他	・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。 ・募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額（給付補填金は含みません。）の合計です。 ・取扱期間中であっても各募集総額に達した段階で取り扱いを終了します。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または顧客相談室（9時～17時、フリーダイヤル：0120-102-156）にお申し出ください。
紛争解決措置	愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター（10時～16時）にお申し出ください。

- 詳しくは当金庫の窓口または  0120-508-153にてお尋ねください。
- また店頭の商品概要説明書をご用意しております。

被災地の状況について

熊本県は、雄大な自然や郷土の味、豊かな歴史文化に恵まれた、自然・食・伝統が調和する魅力あふれる地域です。

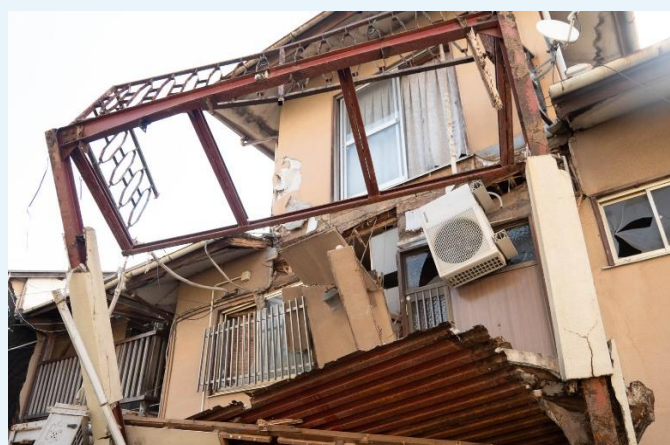
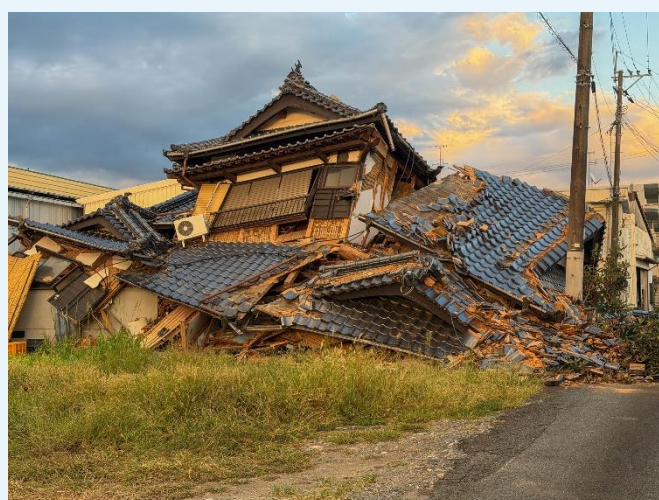
しかし、2026年7月に発生した熊本地震により、各地で甚大な被害が発生しました。2016年に発生した熊本地震の復興途上にあった中で、再び大きな困難に直面することとなりました。

被災地では今も、日々の暮らしの再建に向けた支援が必要とされています。

令和8年熊本地震

- ◆ 発生日
2026年7月28日
- ◆ 最大震度
震度7
- ◆ 震源地
熊本県熊本地方
- ◆ 災害区分
特定非常災害

被害状況



被災地の復旧・復興には、皆様のお力添えが必要です。
皆様のあたたかなご支援をお待ちしております。